

平成24年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成24年3月22日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 滝澤 福一 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 村野 香月 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第7号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を
改正する訓令

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第4 | 議案第8号 | 瑞穂町図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第5 | 議案第9号 | 瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第6 | 議案第10号 | 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示 |
| 日程第7 | 議案第11号 | 瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱及び瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱の一部を改正する告示 |
| 日程第8 | 議案第12号 | 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について |
| 日程第9 | 議案第13号 | 瑞穂町青少年委員の委嘱について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 瑞穂町指定有形民俗文化財の指定について |
| 日程第13 | 報告事項1 | 平成24年度瑞穂町立学校教育課程編成について |
| 日程第14 | 報告事項2 | 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について |

開会 午前9時00分

森田委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番戸田委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いします。

岩本教育長 業務報告につきましては，別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても，別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので，以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3，議案第7号，瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間，休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第7号，瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間，休憩時間等に関する規定の一部を改正する訓令について，提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会事務局職員の勤務時間の特例を定めるため，訓令を改正する必要があるため，本案を提出するものです。

附則といたしまして，この訓令は，平成24年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。社会教育課では，土曜日や日曜日に多くの事業を実施しています。現在，土曜日に実施している社会教育事業は，読み聞かせ，森林ウオーキング，ジュニアリーダー養成講座など，また，日曜日に，さくらまつり，残堀川ふれあいウオーキング，こどもフェスティバル，産業まつりなど大きな事業を実施しています。特に推進係に多くの負担がかかっており，社会教育課全体で対応する必要があります。このような状況から，「瑞穂町教育委員会事務局及び職員の勤務時間，休憩時間等に関する規程」を改正し，職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員として，社会教育課に勤務する職員を加え，正規の勤務時間，休憩時間及び週休日を別途定めることにより休日を確保し，職員の健康管理と住民サービスの向上を図るものです。

別表をご覧ください。現在、小学校・中学校・図書館に勤務する職員については、学校長及び図書館長が勤務時間や週休日等を定めることができますが、その表に社会教育課を加えるものです。勤務時間は、4週間を通じ、1週間について平均38時間45分勤務するものとし、その割振りは課長が定めることとします。また、休憩時間及び週休日についても記載の内容で課長が定めることとします。

附則としましてこの訓令は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 社会教育事業は土日に実施することが多いので、勤務体制を変更するのはよいのですが、職員に無理がいかないようにしてほしい。現状はどのようになっているのでしょうか。

社会教育課長 代休対応をしています。土曜日の場合、当該土曜日の前に代休を取得するという規定になっていまして、事業実施前は代休を取りづらい状況です。そのため、瑞穂町教育委員会事務局及び職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程を改正し、課長の裁量で休日を指定し、休みやすくなるようにします。また、現在、推進係に比重が多くなっており、課全体で事業を展開できるようにしていきます。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。つづいて日程第4、議案第8号、瑞穂町図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第8号、瑞穂町図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町図書館協議会条例の改正に伴い、規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この規則は、平成24年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 説明いたします。新旧対照表をお開きください。第3条に、第5号としまして、その他委員会が特に必要と認める者2人以内を加えるものです。

なお、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 委員会が特に必要と認める者というのは、どういう方を想定しているのでしょうか。

図書館長 原則的には、第3条第1号から第4号の方々になります。地域の特性を出すため、利用者や図書館に精通した方の意見を反映できるようにするために改正します。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第8号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。つづいて日程第5、議案第9号、瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第9号, 瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について, 提案理由のご説明を申し上げます。
体育施設の新設に伴い, 規則を改正する必要があるので, 本案を提出するものです。
附則といたしまして, この規則は, 平成24年4月1日から施行するものです。ただし, 準備行為に関する規定は, 公布の日から施行するものです。
詳細につきましては, 担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。今回提案する瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則につきましては, 平成24年3月瑞穂町議会定例会において瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例が可決され, 新たな体育施設としてシクラメンスポーツ公園が条例に追加されたことに伴う規則の改正です。

2枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。別表は左から施設名・開場時間・使用区分の名称・使用区分の時間です。改正前の表では開場時間と使用区分の時間との差異があり, 町営プールを除く屋外体育施設全ての開場時間の統一を図るものです。また, 時間の表示についても簡潔な表現に改めるものです。

1枚おめくりいただき別表の最後に新たな施設としてシクラメンスポーツ公園の施設名・開場時間・使用区分・使用時間を加えるものです。1枚おめくりいただき附則第3項による改正として, 瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則ですが, こちらについても別表の中に新たな体育施設としてシクラメンスポーツ公園を加えるものです。附則の施行期日については, 平成24年4月1日からの施行ですが, 準備行為として使用の申請及び規則の施行について必要な行為は, 交付の日から施行するものです。

以上, 説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。
森田委員長 質疑もないようですので, 質疑を終結いたします。これより議案第9号に対する討論を行います。
各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。つづいて日程第6，議案第10号，瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第10号，瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示について，提案理由のご説明を申し上げます。

学習サポーターの配置基準及び配置時間を変更するため，告示を改正する必要があるため，本案を提出するものです。

附則といたしまして，この告示は，平成24年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

指導課長 ご説明いたします。今回の要綱改正は，配置基準及び配置時間の変更が主なものです。

議案を1枚おめくりいただき，新旧対照表をご覧ください。第3条の配置基準で，学習サポーターを小学校第1学年から第3学年までの教科等の時間と中学校第1学年の教科指導の時間に配置すると規定していたものを教科等の時間に配置すると改め，配置する学年及び学級等については，教育長が別に定めると規定します。

また，第4条の配置時間で，学習サポーターの配置時間は，小学校は1学級あたり1週間に25時間，中学校は1学校あたり1週間に25時間を限度とし，委員会が別に定めると規定していたものを学習サポーターの配置時間は，1週間に30時間を限度とし，教育長が別に定めると改めます。

なお，今回の改正に合わせ，第5条第2項，第5項，第6項，及び第6条の条文について，文言を修正しました。

以上、説明いたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員

学習サポーターの配置時間が25時間から30時間に増えていますが、その経緯と理由を教えてください。

指導課長

学習指導要領の改定や学習サポーターの配置について内部検証をしたところ、小学校1年生及び2年生の全ての時間につけ、低学年に手厚くすることにより学力向上につながると判断しました。

戸田委員

校外学習や遠足にも付けられるのでしょうか。

指導課長

週に30時間が限度となりますので、それを超えなければ校外学習等への対応も可能です。

森田委員長

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第10号に対する討論を行います。

各委員

討論なし。

森田委員長

討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

森田委員長

異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。つづいて日程第7、議案第11号、瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱及び瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱の一部を改正する告示を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長

議案第11号、瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱及び瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。

生涯学習推進団体の利用に供する施設等を増やすため、告示を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この告示は、平成24年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。長岡コミュニティセンター設置に伴い、生涯学習推進団体登録申請書及び印刷機利用団体登録関係に「長岡コミュニティセンター」を追加し、町民のグループ団体等による主体的、継続的な学習活動を支援するものです。

議案の裏面をご覧ください。第1条として、様式第1号の生涯学習推進団体登録要綱申請書の中段より下の「学習活動で使用する施設等」とその下の「印刷機使用場所」に「長岡コミュニティセンター」を追加します。第2条として印刷機利用団体登録及び利用に関する要綱の別表と様式第1号の主に使用する場所に「長岡コミュニティセンター」を追加します。

附則といたしまして、この告示は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第11号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。つづいて日程第8、議案第12号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第12号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、別紙の者を任命したいので、本案を提出するもので

す。1枚おめくりください。氏名，二瓶聡，安藤奈々子，加藤智，平田尚寛，石川建次，小山賢二，牛田正俊，生年月日，住所及び略歴は記載のとおりです。

なお，任期につきましては，平成24年4月1日から平成25年3月31日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 教育相談員の身分や報酬についてお伺いします。継続されている方もいますが，2年目以降の人と初任の方で報酬は異なるのでしょうか。また，勤務条件はどうなっているのでしょうか。

指導課長 身分は嘱託員となります。1日7時間45分，週4日の勤務で月額24万円です。また，継続して勤務をしても報酬額は同じです。

森田委員長 雇用期間は1年間ですので，民間企業で言えば非正規職員です。2年目，3年目と年数を重ねると段階的に金額が変わるところもあります。教育相談員の方々で不満はあるのでしょうか

指導課長 不満やトラブルはありません。報酬額につきましては，近隣よりも高い状況です。

森田委員長 教育相談員だけではなく支援員等いろいろな方を雇用していると思いますが，嘱託員や臨時職員の雇用にあたっては要綱等があると思いますが，きちっとしておかないといけない。

指導課長 要綱等は整備してあります。面接し，合意の上で配置校を変えたりしています。

森田委員長 トラブル等ないように対応してほしい。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので，質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め，議案第12号は原案どおり可決されました。つづいて日程第10，議案第13号，瑞穂町青少年委員の委嘱について，を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第13号、瑞穂町青少年委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。
青少年委員が平成24年3月31日任期満了となるため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。
1枚おめくりください。氏名、海老原剛、岡部禎子、風間美奈、坂部勝健、高島勝、高橋芳男、田中啓夫、古川多加、細渕正子、村田佳子、八木秀子、山田敏行、若佐弘美、住所及び生年月日は、記載のとおりです。田中氏及び細渕氏以外の方は、再任です。
なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。つづいて日程第9、議案第14号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第14号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。
スポーツ推進委員が平成24年3月31日任期満了となるため、瑞穂町スポーツ推進委員に関する規則第2条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。1枚おめくりください。氏名、梅谷陽子、榎本恵子、片倉あけみ、坂本佳子、鈴木聡、関谷一慶、竹嶋一茂、田辺恵一、土橋賢一、鳥海勝明、中井明、西村元、深堀豪、福井いくみ、牧野寿義、住所及び生年月日は、記載のとおりです。梅谷氏及び関谷氏以外の方は、再任です。
なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。つづいて日程第11、議案第15号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第15号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。

文化財保護審議会委員が平成24年3月31日任期満了となるため、瑞穂町文化財保護条例第41条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。1枚おめくりください。氏名、臼井和子、久保田吉範、神山安夫、瀧澤千代子、丹生豊春、平山和治、福安與志男、村山美春、吉岡保、渡辺和俊、住所及び生年月日は記載のとおりです。神山氏、渡辺氏以外の方は、再任です。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとするものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。つづいて日程第12、議案第16号、瑞穂町指定有形民俗文化財の指定について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第16号、瑞穂町指定有形民俗文化財の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町文化財保護条例第26条に基づき、次の神輿を瑞穂町指定有形民俗文化財に指定したいので、本案を提

出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 説明いたします。初めに経過を説明いたします。町内の神輿に関する資料を作成するため、殿ヶ谷地区、石畑地区、箱根ヶ崎地区、高根町、富士見町にある成人が担ぐ神輿を対象に調査した結果、殿ヶ谷地区の神輿と高根町の神輿が町指定文化財の候補になりました。調査結果に基づき、平成23年11月22日に文化財保護審議会に指定文化財新規指定の諮問をしました。平成24年2月14日に殿ヶ谷地区の神輿と高根町の神輿の指定文化財指定の答申を頂き、2月28日に所有者への説明会を開催しました。3月8日と9日に所有者からの同意書を受領し、瑞穂町指定有形民俗文化財の議案提出となりました。種別、有形民俗文化財、名称及び員数、殿ヶ谷の神輿1基、高根の神輿1基、所在地、所有者住所、所有者氏名は記載のとおりです。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第16号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。つづいて日程第13、報告事項1、平成24年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項1、平成24年度瑞穂町立学校教育課程編成について、ご報告申し上げます。

平成24年度瑞穂町立学校の教育課程編成の届けが、小・中学校からありましたので、ご報告するものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

清水委員 各学校とも綿密に作られていると思います。町には小中学校は7校ありますが、他校の教育課程を教員が共有する機会はあるのでしょうか。また、7校の教員が相互評価をする機会はあるのでしょうか。

指導課長 全教員が共有する機会はありませんが、各校の教務主任が中心となって共有しています。

清水委員 見える学力・見えない学力を評価するにあたり、教員全員が相互認知・相互評価する場が必要と思います。それにより子どもたちの学力向上につながっていくと考えられます。

指導課長 教育課程の編成にあたり、指導課から教育委員会の基本方針を示しています。学力向上、健全育成、特別支援教育の相談体制の充実を3本柱とし、教育課程の基本的なものは同じになりますが、各校において特色ある学校づくりを進めています。また、各学校の状況は教務主任会で共有しています。

森田委員長 教育課程編成の取り扱いは、後々学校評価をすると思いますが、それに反映されるのでしょうか。

指導課長 教育課程の編成は校長の学校経営計画の中にありますので、学校評価に反映されます。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて日程第14、報告事項2、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項2、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。

平成24年4月1日付の瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動については、別紙のとおりですので、ご報告するものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成24年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時47分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員